

日田市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

制定 令和 2年 4月 1日

改正 令和 8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちが生まれ育った環境に左右されず健やかに育つことを推進するため、食事、学習、団らん等を通して安心して過ごせる居場所づくりを促進し、子どもたちの孤立の防止及び健康や生活習慣の向上を図るため、日田市子どもの居場所づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、子どもの居場所づくりの場を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日田市内で実施されること。
- (2) 食事を提供する事業を含む居場所づくりであること。
- (3) 利用料は、無料又は小額な材料費等の実費相当額とすること。
- (4) 学習支援や子ども同士の遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- (5) 年間を通じて計画的に運営するとともに、概ね月1回以上実施すること。
- (6) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- (7) 宗教、政治活動又は営利を目的とした事業でないこと。
- (8) 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- (9) 子どもの居場所づくりの場の開設及び運営に関し、市から負担金その他この要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する社会福祉法人、ボランティア・NPO活動等を行う組織・団体、自治会等の地域住民団体その他市長が適当と認める者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 子どもの居場所づくり事業に要する経費について、市からこの要綱に定める補助金以外の補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。この場合において、寄附金その他の収入がある場合における補助金の額は、補助対象経費の額から当該収入を減じて得た額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 事業開始に要する経費（新規開設費用） 20万円
- (2) 事業実施に要する経費（機能強化費用） 10万円
- (3) 事業運営に要する経費（事業運営費用） 1月につき上限1万円

3 前項第一号及び第二号の補助金の交付は、一の子どもの居場所づくり事業の事業所につき前項各号いずれも1回限りとする。

4 事業運営費用について、事業を年度途中に開始、または年度途中で終了し、実施月数が12ヶ月未満となる場合は、上限額に実施月数を掛けた額を補助金額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日田市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に前条第2項に規定する補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、日田市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合にあっては日田市子どもの居場所づくり事業変更承認申請書(様式第3号)を、補助事業の中止又は廃止する場合にあっては日田市子どもの居場所づくり事業中止・廃止申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更で補助金の額に変更を及ぼさないものを除く。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、日田市子どもの居場所づくり事業実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、日田市子どもの居場所づくり事業補助金の額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、精算払いの方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、日田市子どもの居場所づくり事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 第5条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした者は、第9条の規定による通知を受けた後に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額(第8条第2項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を日田市子どもの居場所づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第8号)により、速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(関係書類の保存等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付
(1) 事業開始に要する経費(新規開設費用)	謝金及び旅費(立ち上げアドバイザーの謝金及び旅費等)、消耗品費(食器購入費、調理器具購入費、学習教材費、レクリエーション用具購入費等)、印刷製本費(広告宣伝用チラシ作成費等)、修繕費(開設に必要な設備改修費)、役務費(食品衛生責任者講習会の受講費)、備品購入費(家具購入費、調理器具購入費等)、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費額。ただし、20万円を上限とする。	一の子どもの居場所につき1回限りとする。
(2) 事業実施に要する経費(機能強化費用)	謝金及び旅費(立ち上げアドバイザーの謝金及び旅費等)、消耗品費(食器購入費、調理器具購入費、学習教材費、レクリエーション用具購入費等)、印刷製本費(広告宣伝用チラシ作成費等)、修繕費(開設に必要な設備改修費)、役務費(食品衛生責任者講習会の受講費)、備品購入費(家具購入費、調理器具購入費等)、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費額。ただし、10万円を上限とする。	(1)一の子どもの居場所につき1回限りとする。 (2)事業開始に要する経費(新規開設費用)に係る補助金の交付決定を受けた年度は補助金の交付申請はできない。

(3) 事業運営に要する経費(事業運営費用)	謝金及び旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、使用料・賃借料、食材費及び負担金、保険料、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費額。ただし、1月につき1万円を上限とする。	一の年度において、一の子どもの居場所以につき1回限りとする。
------------------------	--	-----------------------------	--------------------------------

備考 補助対象経費には、人件費等の経常的な費用及び補助事業以外で発生する費用を含まない。